

## 「もみじ台団地地区計画」の変更に係る意向調査

本市では、もみじ台自治連合会から提出された要望書を踏まえ、現在地区計画の変更に向けた検討を進めております。これに当たり、皆さまの意向を把握する必要があるため、調査を実施いたします。

以下の質問について、あてはまる答えにつきましてご回答いただき、平成30年2月14日（水）までに、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストへご投函頂くか、もみじ台まちづくりセンターまでご持参頂くようお願いいたします。

なお、本調査結果は、本市の地区計画変更の判断及び検討以外の目的には使用いたしません。また、調査結果を公表する際には、個人情報特定されないよう配慮いたします。

【担当】札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

### －質問1－ お持ちの土地について

あなたのお持ちの土地はどちらでしょうか。

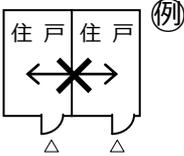
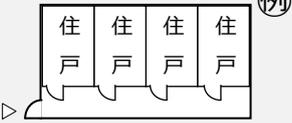
住所（必須）	該当する地区に○をつけ、住所を記入してください。 ※団地内に住んでおられない方は所有地を記入してください。 1. もみじ台北 2. もみじ台東 3. もみじ台南 4. もみじ台西 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
名前（必須）	
年齢	該当する年齢に○をつけてください。 1. 29歳以下      2. 30歳代      3. 40歳代 4. 50歳代      5. 60歳代      6. 70歳以上

## －質問２－ 地区計画の変更について（建築物の用途）

もみじ台地域の戸建住宅地区では、地区計画により建築できる用途について制限がかかっています。本市では、現在建築が制限されている下記の用途について建築できるよう、検討を行っているところです。これについて、あなたの考えをお聞かせください。

※地区計画の詳細と、検討に当たっての本市の考え方については、**別紙**をご覧ください。

【本市において変更を検討している用途】

用 途	用 途 の 説 明
長 屋	2世帯住宅など、2以上の住戸を有し、隣り合う住戸について廊下、階段などの共用部分がないもの（内部で行き来不可） 
兼用住宅	以下の用途の床面積が50㎡以下であり、かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">           非住居部分：50㎡以下かつ            延べ面積（1F+2F）の1/2未満         </div> 
事 務 所	事務作業のみの一般事務所など
食 堂・喫 茶 店	喫茶店、レストラン、すし店、そば店、ラーメン店など、食事を主とするもの <b>※居酒屋の建築はできません。</b>
美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房	アトリエ・工房で、エンジン・モーター等（原動機）を使用する場合、出力が0.75kw以下のもの
共 同 住 宅	アパートなど、2以上の住戸・住室を有し、廊下、階段等の共用部分があるもの 
寄 宿 舎	学生寮など、学校や工場などに附属して設けられる居住施設で、共同生活の実態を備えているもの
下 宿	1か月以上の単位で宿泊料を設け、間貸しする施設
集 会 所	一定の地区の住民を対象に、当該地区住民の社会教育的な活動や自治活動の目的の用に供するもの

これを踏まえ、次ページの質問にお答えください。

建築物の用途の制限を変更することについて、あなたの考えに最も当てはまるものに○をつけてください。また、その理由も回答してください。

1. 全ての用途について賛成
2. 一部の用途について賛成
3. 全ての用途について反対
4. わからない
5. その他 ( )

上記で「2. 一部の用途について賛成」を選んだ方は、下記ア～クについて当てはまるものに☑を付けてください。

- |   |                               |                          |    |                          |    |
|---|-------------------------------|--------------------------|----|--------------------------|----|
| ア | 長屋                            | <input type="checkbox"/> | 賛成 | <input type="checkbox"/> | 反対 |
| イ | 兼用住宅「食堂・喫茶店」                  | <input type="checkbox"/> | 賛成 | <input type="checkbox"/> | 反対 |
| ウ | 兼用住宅「事務所」                     | <input type="checkbox"/> | 賛成 | <input type="checkbox"/> | 反対 |
| エ | 兼用住宅「美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ・工房」 | <input type="checkbox"/> | 賛成 | <input type="checkbox"/> | 反対 |
| オ | 共同住宅                          | <input type="checkbox"/> | 賛成 | <input type="checkbox"/> | 反対 |
| カ | 寄宿舍                           | <input type="checkbox"/> | 賛成 | <input type="checkbox"/> | 反対 |
| キ | 下宿                            | <input type="checkbox"/> | 賛成 | <input type="checkbox"/> | 反対 |
| ク | 集会所                           | <input type="checkbox"/> | 賛成 | <input type="checkbox"/> | 反対 |

選んだ理由について、よろしければ簡単に記入してください。

## －質問3－ 地区計画の変更について（建築物の敷地面積）

もみじ台地域の戸建住宅地区で建築を行う場合、地区計画により 200 ㎡以上の敷地面積の確保が必要となりますが、本市では、若い人などの新しく移り住んでくる人が土地を買いやすくなるよう、敷地面積の最低限度を 200 ㎡から 180 ㎡へ変更することについて検討を行っているところです。これについて、あなたの考えをお聞かせください。

※検討に当たっての本市の考え方については、**別紙**をご覧ください。

敷地面積の最低限度を「200 ㎡」から「180 ㎡」へ変更することについて、あなたの考えに最も当てはまるものに○をつけてください。また、その理由も回答してください。

1. 賛成
2. 反対
3. わからない

上記の項目を選んだ理由について、よろしければ簡単に記入してください。

[ ]

これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

記入された調査票は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れ、平成30年2月14日（水）までに、郵便ポストへご投函頂くか、もみじ台まちづくりセンターまでご持参頂くようお願いいたします。